

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成17年3月28日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規則第5号

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京農工大学学則（16 経教規則第2号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「、教育研究評議会の議を経て」を削る。

第44条の次に次の1条を加える。

（大学院の目的）

第44条の2 本学の目的及び使命に則り、大学院は、農学、工学及び融合領域における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、科学技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を目的とする。

別表第3の1中「機能材料化学」を「有機材料化学」に改める。

別表第4中

「

物理システム工学専攻	中学校教諭専修免許状（数学）
情報コミュニケーション工学専攻	高等学校教諭専修免許状（数学）

」を

「

物理システム工学専攻	中学校教諭専修免許状（数学）
	高等学校教諭専修免許状（数学）
情報コミュニケーション工学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）

」に改める。

別表第5の1中「高機能材料工学」を「有機材料化学」に改める。

附 則（17 経教 規則第5号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日現在在学している者については、改正後の別表第3の1、別表第4及び別表第5の1の規定にかかわらず、なお、従前の例による。